

## 地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について

消費税率の引き上げに伴い、地方消費税増収部分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その用途を明確化することが求められています。

令和2年度一般会計予算における用途状況は、次の通りです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源分） 258,791 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,513,662 千円

区分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,689,497	971,932	5,578	147,046	564,941
社会保険	756,568	142,410	0	96,323	517,835
保健衛生	67,597	8,985	0	15,422	43,190
合計	2,513,662	1,123,327	5,578	258,791	1,125,966